

※ 税率の変遷

(市民税の税歴 1/16)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭	所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭		資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭		S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)			
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/16)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所得控除	扶養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 250万円 " 7% 400万円 " 8% 600万円 " 9% 1,000万円 " 10% 2,000万円 " 11% 3,000万円 " 12% 5,000万円 " 13%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% (配偶者、15才以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が5万円を超え扶養親族のすべて が15才未満であるときそのうち1人 のみについて240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいず れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		同 左		同 左	
	配当	市民税の所得割から配当所得の 4%		市民税の所得割から配当所得の 3%		同 左		同 左	
	控除	府民税の所得割から配当所得の 1.6%		府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左	
		課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3/16)

		昭和41年度		昭和42年度				昭和43年度			
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	賦課期日・申告期限		43. 1. 1.	43. 3. 15.		
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える			
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500円を 加えた金額(限度額は 22,500円)		同 左			障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左			生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左				社会保険料	1年間の支払い金額の全額		
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左				雑 損	総所得金額の10%を超える金額		
	基礎控除	100,000円		同 左				医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000円)		
均等割	400円		同 左		基礎控除	110,000円					
市 民 税	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		市 民 税	均等割	400円			
	均等割	100円		同 左			所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4% ※特別控除の廃止		同 左			均等割	100円			
	均等割	100円		同 左			所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左			配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。			
	均等割	100円		同 左			摘 要	青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左							
	税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者があるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のい ずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左						
		配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左						
	摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に対 しては、市民税の申告義務を課 さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15日 となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円						

市民税の税歴(4/16)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養 配偶者控除	100,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 60,000円を加える		110,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき 80,000円を加える		130,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき 100,000円を加える		140,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき 110,000円を加える	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 70,000 円 特別障害 90,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 70,000 円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 80,000 円 特別障害 100,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 90,000 円 特別障害 110,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 100,000 円 特別障害 120,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500 円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000 円)		総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、300,000 円)		総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左	
	基礎控除	120,000 円		130,000 円		140,000 円		150,000 円	
市 民 税	均等割	400 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000 万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1 以降の土地建物等の譲 渡所得は、分離課税 長期 市 2.7 % 府 1.3 % 短期 市 8 % 府 4 % 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/16)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48.1.1.	48.3.15.	49.1.1.	49.3.15.	50.1.1.	50.3.15.	51.1.1.	51.3.15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円) 超過額(限度 200万円)	
	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左	
	摘要	S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(6/16)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所 得	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70才以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 180,000 円 特別障害 200,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 190,000 円 特別障害 210,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ210,000円	
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
除	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
市 民 税	基礎控除	200,000 円		同 左		210,000 円		220,000 円	
	均等割	1,200 円		同 左		同 左		1,500 円	
税	所得割	15 万円以下の金額 2 %				30 万円以下の金額 2 %		30 万円以下の金額 2 %	
		15 万円を超える金額 3 %				30 万円を超える金額 3 %		30 万円を超える金額 3 %	
		40 万円 " 4 %				50 万円 " 4 %		45 万円 " 4 %	
		70 万円 " 5 %				80 万円 " 5 %		70 万円 " 5 %	
		100 万円 " 6 %				110 万円 " 6 %		100 万円 " 6 %	
		150 万円 " 7 %				150 万円 " 7 %		130 万円 " 7 %	
		250 万円 " 8 %		同 左		250 万円 " 8 %		230 万円 " 8 %	
		400 万円 " 9 %				400 万円 " 9 %		370 万円 " 9 %	
		600 万円 " 10 %				600 万円 " 10 %		570 万円 " 10 %	
		1,000 万円 " 11 %				1,000 万円 " 11 %		950 万円 " 11 %	
	2,000 万円 " 12 %				2,000 万円 " 12 %		1,900 万円 " 12 %		
	3,000 万円 " 13 %				3,000 万円 " 13 %		2,900 万円 " 13 %		
	5,000 万円 " 14 %				5,000 万円 " 14 %		4,900 万円 " 14 %		
府 民 税	均等割	300 円		同 左		同 左		500 円	
	所得割	150 万円以下の金額 2 %		同 左		同 左		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する	
	摘 要	長期 特定市街化 市 3.4 % 区域農地等 府 1.6 % (2,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (2,000万円超の部分は3/4 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %			

市民税の税歴(7/16)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
市 民 税	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左		同 左	
	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左	
	摘 要			同 左				同 左	
	府 民 税	均等割 500円		同 左		同 左		同 左	
	税 額 控 除	所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同 左		同 左		同 左		
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) (8,000円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		

市民税の税歴(8/16)

賦課期日・申告期限	昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
	60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同	左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学 生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同	左	同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同 左	
	基礎控除	260,000 円		同	左	同 左	
市 民 税	均等割	2,000 円		同	左	同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同	左	同 左	
	均等割	700 円		同	左	同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同	左	同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する		同	左	同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %				

市民税の税歴(9/16)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
得	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330000)×28/33				300,000-{(A-350,000)×30/35}	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
控	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	280,000円		同 左		300,000円	
市	均等割	2,000円		同 左		同 左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同 左	
府 民 税	均等割	700円		同 左		同 左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2.5%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市8% 府4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市11% 府4% 総合課税 120/100のいずれか多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市5% 府2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、 市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、 市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、 市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)	

市民税の税歴(10/16)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上100,000円未満 300,000円 100,000円以上300,000円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上450,000円未満 300,000円 450,000円以上300,000円 (A - 50,000) 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
得	A 配偶者の合計所得金額								
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
除	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左	同	左	同	左 (日本赤十字社も対象)
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
市民税	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
府民税	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
税額控除	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	同	左	同	左 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2% ○その他 市6% 府3% □平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税	

市民税の税歴(11/16)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 50,000円以上 100,000円以上 ○配偶者控除なし 400,000円未満 400,000円以上 450,000円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 300,000 - (A - 50,000) 330,000円 450,000円未満 300,000円 300,000 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 750,000円以上760,000円未満	330,000円 300,000円 330,000円 380,000-(A-380,000) 30,000円	同	左
得	A 配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	同	左	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左
除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		2,500円		同 左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	同	左	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 12%
	府民税	均等割	700円	1,000円		同 左	
府民税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	同	左	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
	税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 6% 府 3% 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税	同	左	○その他 4,000万円以下 市 5.5% 府 2% 4,000万円を超える 市 6% 府 3% □平成8年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税	同	左	○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超える 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3%

市民税の税歴(12/16)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000 円未満 100,000 円以上 330,000 円 ○配偶者控除なし 450,000 円未満 450,000 円以上 750,000円未満 380,000 円 - (A - 380,000 円) 750,000 円以上 760,000円未満 30,000円 A 配偶者の合計 所得金額	330,000円 330,000円 330,000円 30,000円	同 左	
得	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 280,000 円 480,000 円 300,000 円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 300,000 円 480,000 円 300,000 円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000 円		同 左	
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)		同 左	
	基礎控除	330,000 円		同 左	
市 民 税	均等割	2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額	3 %	200 万円以下の金額	3 %
		200 万円を超える金額	8 %	200 万円を超える金額	8 %
		700 万円 "	11 %	700 万円 "	10 %
府 民 税	均等割	1,000 円		同 左	
	所得割	700 万円以下の金額	2 %	700 万円以下の金額	2 %
		700 万円を超える金額	4 %	700 万円を超える金額	3 %
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の 0.8 % 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で 控除する。		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2 % 8,000万円を超える 市 6 % 府 3 % ○短期 市 8 % 府 4 % ○超短期 市 11% 府 4 % 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4 % 府 2 % □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同 左	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

市民税の税歴(13/16)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計 所得金額	330,000円 30,000円	同左		同左	
得	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同左		同左	
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左		同左	
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000円		同左		同左	
市民税	均等割	2,500円		同左		同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	
	府民税	均等割 1,000円		同左		同左	
税額控除	均等割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
	所得割	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

市民税の税歴(14/16)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左	同左	同左	同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000円(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A-380,000) A 配偶者の合計 所得金額	330,000円 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	同左	同左	○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
得	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 高齢者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	同左	同左	同左	同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左	同左	同左	同左
控	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左	同左	同左	同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左	同左	同左	同左
除	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	同左	同左	同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	同左	同左	同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左	同左	同左	同左
	基礎控除	330,000円		同左	同左	同左	同左
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	同左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	同左
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	同左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左	同左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110/100のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (200万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		

市民税の税歴(15/16)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 30,000円		同 左
得	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円		同 左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同 左
除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額			同 左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同 左
	基礎控除	330,000円			同 左
市民 税	均等割	3,000円			同 左
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%		6%(一律)
府 民 税	均等割	1,000円			同 左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		4%(一律)
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率 の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除 する。	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

市民税の税歴(16/16)

		平成20年度		平成20年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H20. 3. 16.
所	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 30,000円	同	左
得	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	同	左
控	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左
除	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		所得控除から税額控除へ変更	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,000円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
	住宅借入金等 特別控除 (住宅ローン控 除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の 税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から 税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		同	左
摘要	寄附金税額控除	地方公共団体、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部に 対する5,000円を超える寄附金について、総所得金額等の30% を控除対象限度額として算出税額から控除			
	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左